

## ■特殊払出し規定

### 1 適用範囲

電波利用料又は国民年金の保険料（以下この条及び第4条において「利用料等」といいます。）の納付をするため、当該利用料等の収納事務を取り扱う者からの催告により行う、当該利用料等を納付する加入者の振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。第4条において同じとします。）の預り金からの利用料等に相当する金額の払出し（以下「特殊払出し」といいます。）については、この規定により取り扱います。

### 2 取扱店の範囲

特殊払出しは、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）において取り扱います。ただし、取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。

### 3 利用の申出

加入者が、特殊払出しの取扱いを受けようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の方法により提出してください。

### 4 払出し

当行は、当行所定の催告書が、収納事務を取り扱う者から送付された場合は、加入者に通知することなく、利用料等の額に相当する金額を振替口座から払い出します。この場合、払出書の提出は必要ありません。

### 5 利用の廃止

特殊払出しの利用を廃止しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、本支店等に届け出てください。

### 6 印鑑照合

特殊払出しに関する手続に使用された書類の印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）は責任を負いません。

### 7 規定の適用

特殊払出しには、この規定のほか、「振替貯金口座規定」が適用されます。

## 8 規定の改定

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

### 附 則

(実施期日)

- 1 この規定は、平成19年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この規定の実施前に廃止前の日本郵政公社の特殊払出し規定により、郵便に関する料金又は簡易生命保険の保険契約に係る保険料の支払をしていた加入者であって、次に掲げる者は、この規定の実施の日に、それぞれ次に掲げる自動払込み規定第1条（自動払込みの取扱い）に規定する自動払込みの利用の申込みをしたものとみなします。

- ① 総合口座（廃止前の日本郵政公社の郵便貯金総合通帳規定の適用のある口座をいいます。）から郵便に関する料金の支払をしていた加入者

当該総合口座に係る通常貯金規定附則第2条（経過措置）の規定により通常貯金規定の適用を受けることとなる通常郵便貯金（廃止前の日本郵政公社の通常郵便貯金規定の適用のあるものをいいます。②において同じとします。）の一部を郵便事業株式会社の振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。②において同じとします。）に振り替えてする自動払込み

- ② 郵便振替口座（廃止前の日本郵政公社の郵便振替口座利用規定の適用のある口座をいいます。）（当該郵便振替口座に自己の通常郵便貯金の一部を継続して払込金に振り替える取扱いを受けていたものに限り、）から簡易生命保険の保険契約に係る保険料の支払をしていた加入者

通常貯金規定附則第2条（経過措置）の規定により通常貯金規定の適用を受けることとなる当該通常郵便貯金の一部を郵政民営化法第126条に規定する郵便保険会社の振替口座に振り替えてする自動払込み

### 附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成29年1月4日から実施します。